解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

北海道紋別郡遠軽町大通北四丁目二番地九五

社団法人遠軽医師会

代表清算人　田中　実

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日岩手県知事の認可により解散し、類似団体に事業を委譲することといたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

岩手県盛岡市大沢川原二丁目二番三二号

財団法人岩手労働福祉会館

代表清算人　豊巻　浩也

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

秋田県大館市字金坂後六番地

財団法人大館鳳鳴高等学校振興会

代表清算人　佐藤　祥男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

秋田県大仙市大曲金谷町二六番九号

財団法人大曲農業高等学校農友会

代表清算人　安杖　正義

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

福島県福島市太田町一三番一七号

社団法人福島民報販売店厚生会

代表清算人　遠藤　義範

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月七日開催の臨時総会の決議により平成二十五年十一月十四日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

福島県郡山市堂前町五番二一号

財団法人郡山市金透記念館保存会

代表清算人　福内　一浩

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

茨城県つくば市吾妻二丁目八番地八

財団法人茨城住宅管理協会

清算人　大槻　成美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

東京都新宿区三栄町七番地

財団法人国際メディア研究財団

代表清算人　三澤千代治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番地

七昇龍館ビル六〇二号

財団法人現代演劇協会

代表清算人　村山　知義

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

東京都千代田区内神田三丁目二一番二号

財団法人日本茶院

清算人　太田　善朗

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

東京都西東京市柳沢五丁目一二番四号

財団法人東筑学舎

代表清算人　土屋　博之

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

東京都渋谷区千駄ケ谷一丁目三一番一一号

財団法人東京私的病医院特定退職金共済会

代表清算人　中村　光一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月十六日存立時期満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

東京都東村山市廻田町一丁目三〇番地の一

財団法人東洋宣教会維持財団

代表清算人　ディクシー・ジーン・キング

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

神奈川県横浜市金沢区富岡東二丁目一番二二号

財団法人神奈川県漁業振興会

清算人　高橋　征人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日をもって存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

長野県長野市差出南三―九―一　長野工業高等学校内

財団法人長野県産業教育振興基金

清算人　浅澤潤一郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期限の定めにより平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

長野県諏訪郡富士見町境六三〇七番地一

財団法人栗本図書館

代表清算人　勝井　芳郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月十一日開催の社員総会の決議及び平成二十五年十月三十日付浜松市長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

静岡県浜松市浜北区於呂二八四〇番地の八

医療法人社団石心会

代表清算人　大石　山

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二日

大阪府和泉市尾井町二丁目二番一九号

財団法人日本人造真珠硝子細貨検査協会

代表清算人　吉田　秋夫